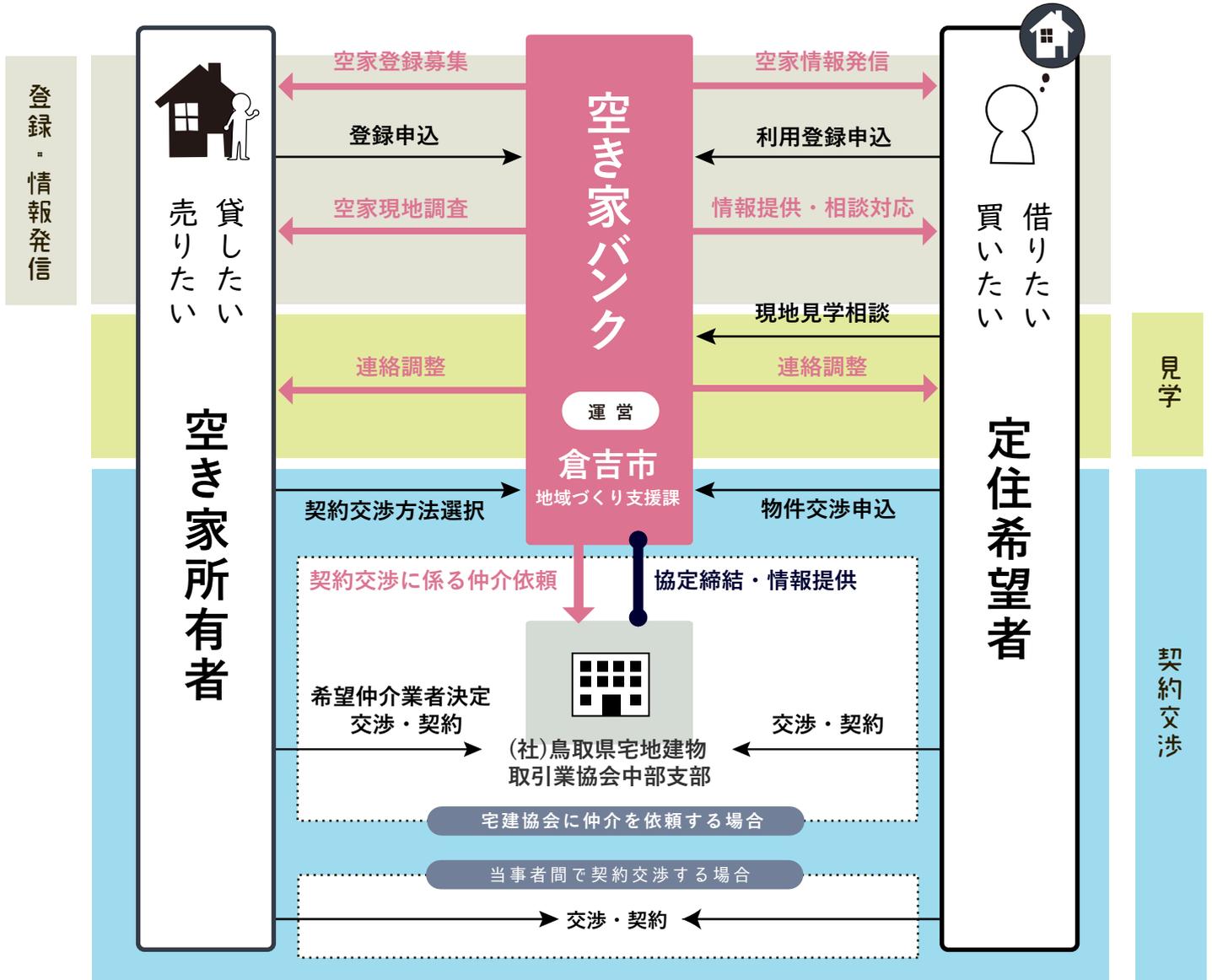


# くらよし空き家バンク

## 制度・概要

倉吉市空き家活用事業「くらよし空き家バンク」は、登録された空家の売却または賃貸等の情報を市への移住定住を希望している方に提供します。本事業は、市民と市民、そして市民と市外居住者の交流拡大及び定住促進により地域の活性化を図ることを目的として実施しているものです。



※ 市は、物件の交渉・契約に関して売買・賃貸の仲介行為は行いません。

契約交渉は、当事者間で行う方法と、市と協定を結んでいる宅建協会に仲介を依頼する方法があり、空家所有者の希望により選択されます。安心な取引をしていただくため、不動産業者との媒介契約を締結されることをお勧めします。宅建協会は、契約の内容が適切であるかを定住希望者と空家所有者に助言します。

なお、不動産業者の仲介には、法律で定められた仲介手数料が必要となります。契約後のトラブル等も当事者間で解決していただくようお願いします。



# くらしよし空き家バンク

ご利用方法



## 空き家所有者向け

### 1 空き家バンク利用登録

必要事項をご記入の上、次の書類をご提出ください。

- 空家情報登録申請書
- 空家情報登録カード
- 登記事項証明書

### 2 空き家現地調査

空家所有者立会いのもと、市担当者が空き家の現地調査を行います。必要に応じて、宅建協会の担当者も同行します。

### 3 仲介業者選定

宅建協会より会員業者へ情報を提供し仲介希望業者を募ります。

### 4 空き家情報公開

市ホームページ、都市部で行われる相談会等で空き家情報を公開します。

### 5 現地見学

市担当者が、空き家所有者と定住希望者の日程調整を行い、三者で現地確認を行います。

### 6 交渉・契約

※市は、物件の交渉・契約に関して売買・賃貸の仲介行為は行いません。

契約交渉は、当事者間で行う方法と、市と協定を結んでいる宅建協会に仲介を依頼する方法があり、空き家所有者の希望により選択されます。安心な取引をしていただくため、不動産業者との媒介契約を締結されることをお勧めします。宅建協会は、契約の内容が適切であるかを定住希望者と空家所有者に助言します。なお、不動産業者の仲介には、法律で定められた仲介手数料が必要となります。契約後のトラブル等も当事者間で解決していただくようお願いします。

### 7 契約成立

倉吉市 地域づくり支援課

〒682-8611 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1 TEL/0858-22-8159 FAX/0858-22-8230

